

建物移転料算定要領(抄)(新旧対照表)

(下線の部分は改正部分)

改 正		現 行	
<p>(建物の区分) 第2条 調査算定に当たり、建物は次表のとおり区分する。</p>		<p>(建物の区分) 第2条 調査算定に当たり、建物は次表のとおり区分する。</p>	
建物区分	判 断 基 準	建物区分	判 断 基 準
木造建物〔Ⅰ〕	<p>以下のいずれかに該当する建物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、<u>軸組工法</u>により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物</li> <li>・<u>主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平家建又は2階建の建物</u></li> </ul>	木造建物〔Ⅰ〕	<p>(新設) 土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、<u>軸組(在来)工法</u>により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物</p> <p>(新設)</p>
木造建物〔Ⅱ〕	<p>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、<u>軸組工法</u>により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で、<u>主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物</u></p>	木造建物〔Ⅱ〕	<p>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、<u>軸組(在来)工法</u>により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で、<u>主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物</u></p>
木造建物〔Ⅲ〕	<p><u>木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物</u></p>	木造建物〔Ⅲ〕	<p><u>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組(在来)工法以外の工法により建築された建物</u></p>
木造特殊建物	<p>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、<u>軸組工法</u>により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物</p>	木造特殊建物	<p>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、<u>軸組(在来)工法</u>により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物</p>
非木造建物〔Ⅰ〕	<p>柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは<u>コンクリートブロック造の建物又は鉄鋼系プレハブ工法(軽量鉄骨造)により建築されている専用住宅若しくは共同住宅の建物</u></p>	非木造建物〔Ⅰ〕	<p>柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、<u>コンクリートブロック造等の建物</u></p>
非木造建物〔Ⅱ〕	<p><u>非木造建物〔Ⅰ〕以外の建物(石造、レンガ造等の建物又は鉄鋼系プレハブ工法(重量鉄骨造)、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物)</u></p>	非木造建物〔Ⅱ〕	<p><u>石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物</u></p>
注) (略)		注) (略)	
<p>(木造建物の調査及び積算) 第3条 木造建物の調査及び推定再建築費の積算は、<u>軸組工法により建築されている木造建物にあつては別添の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕(以下「木造建物要領〔軸組工法〕」</u>とい</p>		<p>(木造建物の調査及び積算) 第3条 木造建物の調査及び推定再建築費の積算は、<u>別添一木造建物調査積算要領(以下「木造建物要領」という。)</u>により行うものとする。</p>	

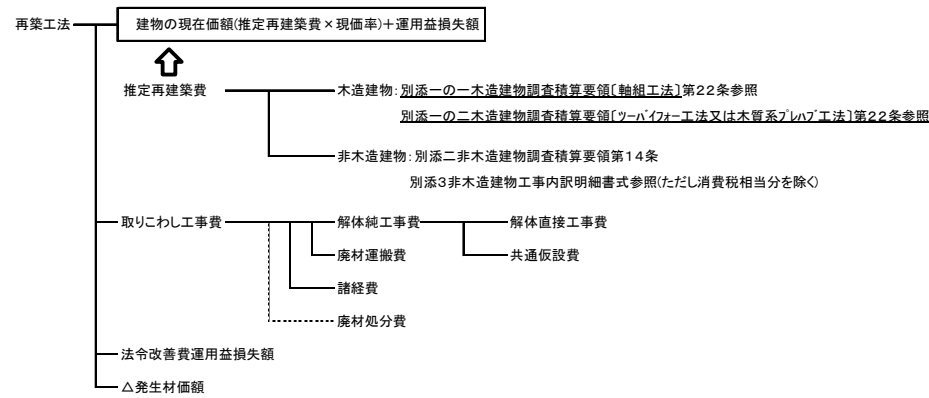
う。)、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあっては別添一の二木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕(以下「木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕」という。)により行うものとする。

2 前項に定める工法以外の工法により建築されている木造建物の調査及び推定再建築費の積算は、建物の主要な構造部の形状・材種、間取り等から判断して、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかにより行うものとする。

(移転料の構成)

第5条 運用方針第16第1項(6)各号の移転工法ごとの移転料の構成は次のとおりとする。

<再築工法の構成>



<曳家工法の構成>～<除却工法の構成> (略)

(移転料の算定)

第6条 (略)

2 運用方針第16第1項(6)第5号ロの算定において、当該建物が本来の用途に供することができないと判断した場合は、その現在価額がないものとみなして算定することができるものとする。

3 取りこわし工事費、解体工事費、切取工事費及び切取面補修工事費(以下「取りこわし工事費等」という。)は、次に掲げる式により算定した額とする。

$$\text{取りこわし工事費等} = \text{解体純工事費} + \text{廃材運搬費} + \text{諸経費} + \text{廃材処分費}$$

一 解体純工事費

解体純工事費は、次に掲げる式により算出した額とする。

$$\text{解体純工事費} = \text{解体直接工事費} + \text{共通仮設費}$$

(一) (略)

(二) 共通仮設費

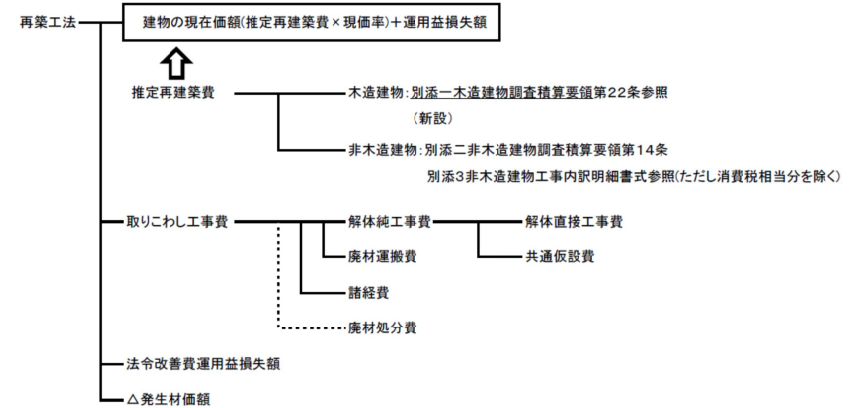
ア 共通仮設費の内容は、軸組工法により建築されている木造建物にあっては木造建物要領〔軸組工法〕第22条第2項第1号、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあっては木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕第22条第2項第1号のとおりとし、非木造建物にあっては非木造建物要領別添3の6①のとおりとする。

(新設)

(移転料の構成)

第5条 運用方針第16第1項(6)各号の移転工法ごとの移転料の構成は次のとおりとする。

<再築工法の構成>



曳家工法の構成>～<除却工法の構成> (略)

(移転料の算定)

第6条 (略)

(新設)

2 取りこわし工事費、解体工事費、切取工事費及び切取面補修工事費(以下「取りこわし工事費等」という。)は、次に掲げる式により算定した額とする。

$$\text{取りこわし工事費等} = \text{解体純工事費} + \text{廃材運搬費} + \text{諸経費} + \text{廃材処分費}$$

一 解体純工事費

解体純工事費は、次に掲げる式により算出した額とする。

$$\text{解体純工事費} = \text{解体直接工事費} + \text{共通仮設費}$$

(一) (略)

(二) 共通仮設費

ア 共通仮設費の内容は、木造建物にあっては木造建物要領第22条第2項第1号のとおりとし、非木造建物にあっては非木造建物要領別添3の6①のとおりとする。

イ 共通仮設費は、軸組工法により建築されている木造建物にあつては木造建物要領〔軸組工法〕別添2木造建物数量積算基準第14、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあつては木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕別添2木造建物数量積算基準第14に定める共通仮設費率、非木造建物にあつては非木造建物要領別添3別記に定めるⅠ共通仮設費率表に基づき、次の式により算定するものとする。ただし、第2条の建物区分のうち、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕及び木造特殊建物並びに非木造建物〔Ⅱ〕については、これを適用しないものとする。

共通仮設費 = 解体直接工事費 × 共通仮設費率

共通仮設費率は解体直接工事費の合計額に対応した率を適用するものとする。ただし、移転先を残地と認定した建物については、建築工事の共通仮設を解体工事でも共用できるため、共通仮設費は計上しないものとする。

## 二 (略)

## 三 諸経費

(一) 諸経費の内容は、軸組工法により建築されている木造建物にあつては木造建物要領〔軸組工法〕第22条第2項第2号及び第3号、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあつては木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕第22条第2項第2号及び第3号のとおりとし、非木造建物にあつては非木造建物要領別添3の6②のとおりとする。

(二) 諸経費は、軸組工法により建築されている木造建物にあつては木造建物要領〔軸組工法〕別添2木造建物数量積算基準第15、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあつては木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕別添2木造建物数量積算基準第15に定める諸経費率表、非木造建物にあつては非木造建物要領別添3別記に定めるⅡ諸経費率表に基づき、次の式により算定するものとする。ただし、第2条の建物区分のうち、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕及び木造特殊建物並びに非木造建物〔Ⅱ〕については、これを適用しないものとする。

諸経費 = (解体純工事費 + 廃材運搬費) × 諸経費率

諸経費率は、一発注(建築及び解体)を単位として算定された純工事費と廃材運搬費の合計額に対応した率を適用するものとする。

なお、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物については一発注として算定するものとする。

## 四 (略)

4 前項各号に掲げる費用の算定に当たっては、石綿含有建材が存する場合には、当該各号によるほか、石綿調査算定要領(平成24年3月30日国土用第50号)により算定を行うものとする。

5 発生材価額は、解体撤去により発生する市場価値のある発生材について、種別、等級等に区分し、必要に応じ計上するものとする。

イ 共通仮設費は、木造建物にあつては木造建物要領別添2木造建物数量積算基準第14に定める共通仮設費率、非木造建物にあつては非木造建物要領別添3別記に定めるⅠ共通仮設費率表に基づき、次の式により算定するものとする。ただし、第2条の建物区分のうち、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕及び木造特殊建物並びに非木造建物〔Ⅱ〕については、これを適用しないものとする。

共通仮設費 = 解体直接工事費 × 共通仮設費率

共通仮設費率は解体直接工事費の合計額に対応した率を適用するものとする。ただし、移転先を残地と認定した建物については、建築工事の共通仮設を解体工事でも共用できるため、共通仮設費は計上しないものとする。

## 二 (略)

## 三 諸経費

(一) 諸経費の内容は、木造建物にあつては木造建物要領第22条第2項第2号及び第3号のとおりとし、非木造建物にあつては非木造建物要領別添3の6②のとおりとする。

(二) 諸経費は、木造建物にあつては木造建物要領別添2木造建物数量積算基準第15に定める諸経費率表、非木造建物にあつては非木造建物要領別添3別記に定めるⅡ諸経費率表に基づき、次の式により算定するものとする。ただし、第2条の建物区分のうち、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕及び木造特殊建物並びに非木造建物〔Ⅱ〕については、これを適用しないものとする。

諸経費 = (解体純工事費 + 廃材運搬費) × 諸経費率

諸経費率は、一発注(建築及び解体)を単位として算定された純工事費と廃材運搬費の合計額に対応した率を適用するものとする。

なお、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物については一発注として算定するものとする。

## 四 (略)

3 前項各号に掲げる費用の算定に当たっては、石綿含有建材が存する場合には、当該各号によるほか、石綿調査算定要領(平成24年3月30日国土用第50号)により算定を行うものとする。

4 発生材価額は、解体撤去により発生する市場価値のある発生材について、種別、等級等に区分し、必要に応じ計上するものとする。

改正

様式第1号

様式第1号

建物移転料算定表〔再築工法〕

所在地		算定者	整理番号		要・否			
所有者の氏名又は名称		算定年月日	消費税等相当額補償の要否		増築の有無(木造・同種構造)			
所有者住所		採用単価	有(○棟)・無					
区分	内 容	番 号	計 算 式	A 棟	B 棟	C 棟	合 計	備 考
基本事項	構造・用途	(1)						
	建築工法	(2)						
	延床面積	(3)		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	建築年月	(4)		年 月	年 月	年 月		
	標準耐用年数	(5)		年	年	年		
	経過年数	(6)		年	年	年		
工事費等	直接工事費	(7)	工事費(設備工事を含む)					
	共通仮設費	(8)	(7)×(木造:3%、非木造:(7)に対応する率(移転先ごとの建築直接工事費の合計額))	%	%	%		100円未満切り捨て
	純工事費	(9)	(7)+(8)					
	諸経費	(10)	(9)×(9)+(16)に対応する率(一発注単位)	%	%	%		100円未満切り捨て
	建築工事費(推定再建築費)	(11)	(9)+(10)					
	直接工事費	(12)	工事費					
	共通仮設費	(13)	(12)×(木造:3%、非木造:(12)に対応する率(解体直接工事費の合計額))	%	%	%		100円未満切り捨て
	純工事費	(14)	(12)+(13)					
	廃材運搬費	(15)						
	小 計	(16)	(14)+(15)					
諸経費	(17)	(16)×(9)+(16)に対応する率(一発注単位)	%	%	%		100円未満切り捨て	
補償額	廃材処分費	(18)						
	取りこわし工事費	(19)	(16)+(17)+(18)					
	建築工事費(推定再建築費)	(20)	(11)					
	再築補償率 <sup>※1</sup>	(21)						
	現在価額+運用益増失額 <sup>※2</sup>	(22)	(20)×(21)					1円未満切り捨て
	取りこわし工事費	(23)	(19)					
	法令改善費運用益増失額	(24)						
	小 計	(25)	(22)+(23)+(24)					
	消費税等相当額	(26)	(25)×消費税等の税率					1円未満切り捨て
	△発生材価額	(27)						
補償額	(28)	(25)+(26)-(27)						
建築工事費(推定再建築費)	(29)	(11)従前建物の推定再建築費						
再築補償率 <sup>※1</sup>	(30)							
現在価額+運用益増失額 <sup>※2</sup>	(31)	(29)×(30)					1円未満切り捨て	
現価率	(32)							
従前建物の現在価額	(33)	(29)×(32)					1円未満切り捨て	
照応建物の推定建築費	(34)							
推定再建築費等の差額 <sup>※2</sup>	(35)	(34)-(29)						
取りこわし工事費	(36)	(19)						
法令改善費運用益増失額	(37)							
小 計	(38)	(31)+(35)+(36)+(37)						
消費税等相当額	(39)	(38)×消費税等の税率					1円未満切り捨て	
△発生材価額	(40)							
補償額	(41)	(38)+(39)-(40)						

※1 木造建物の増築(築年次の異なる同種構造の木造建築物が接合)の場合の(21)及び(22)(又は(30)及び(31))については、適宜別紙(任意様式)により求めるものとする。  
 ※2 推定再建築費等の差額(35)が負の値となり、(33)≧(34)の場合の小計(38)は、(33)+(36)+(37)とする。  
 推定再建築費等の差額(35)が負の値となり、(33)<(34)の場合の小計(38)は、(33)+(34)-(33)×(1-(1/r)<sup>n</sup>)+(36)+(37)とする(r:年利率、n=従前建物の残耐用年数)。

現行

様式第1号

様式第1号

建物移転料算定表〔再築工法〕

所在地		算定者	整理番号		要・否			
所有者の氏名又は名称		算定年月日	消費税等相当額補償の要否		増築の有無(木造・同種構造)			
所有者住所		採用単価	有(○棟)・無					
区分	内 容	番 号	計 算 式	A 棟	B 棟	C 棟	合 計	備 考
基本事項	構造・用途	(1)						
	(新設)	(2)						
	延床面積	(3)		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	建築年月	(4)		年 月	年 月	年 月		
	標準耐用年数	(5)		年	年	年		
	経過年数	(6)		年	年	年		
工事費等	直接工事費	(7)	工事費(設備工事を含む)					
	共通仮設費	(8)	(7)×(木造:3%、非木造:(7)に対応する率(移転先ごとの建築直接工事費の合計額))	%	%	%		100円未満切り捨て
	純工事費	(9)	(7)+(8)					
	諸経費	(10)	(9)×(9)+(16)に対応する率(一発注単位)	%	%	%		100円未満切り捨て
	建築工事費(推定再建築費)	(11)	(9)+(10)					
	直接工事費	(12)	工事費					
	共通仮設費	(13)	(12)×(木造:3%、非木造:(12)に対応する率(解体直接工事費の合計額))	%	%	%		100円未満切り捨て
	純工事費	(14)	(12)+(13)					
	廃材運搬費	(15)						
	小 計	(16)	(14)+(15)					
諸経費	(17)	(16)×(9)+(16)に対応する率(一発注単位)	%	%	%		100円未満切り捨て	
補償額	廃材処分費	(18)						
	取りこわし工事費	(19)	(16)+(17)+(18)					
	建築工事費(推定再建築費)	(20)	(11)					
	再築補償率 <sup>※1</sup>	(21)						
	現在価額+運用益増失額 <sup>※2</sup>	(22)	(20)×(21)					1円未満切り捨て
	取りこわし工事費	(23)	(19)					
	法令改善費運用益増失額	(24)						
	小 計	(25)	(22)+(23)+(24)					
	消費税等相当額	(26)	(25)×消費税等の税率					1円未満切り捨て
	△発生材価額	(27)						
補償額	(28)	(25)+(26)-(27)						
建築工事費(推定再建築費)	(29)	(11)従前建物の推定再建築費						
再築補償率 <sup>※1</sup>	(30)							
現在価額+運用益増失額 <sup>※2</sup>	(31)	(29)×(30)					1円未満切り捨て	
現価率	(32)							
従前建物の現在価額	(33)	(29)×(32)					1円未満切り捨て	
照応建物の推定建築費	(34)							
推定再建築費等の差額 <sup>※2</sup>	(35)	(34)-(29)						
取りこわし工事費	(36)	(19)						
法令改善費運用益増失額	(37)							
小 計	(38)	(31)+(35)+(36)+(37)						
消費税等相当額	(39)	(38)×消費税等の税率					1円未満切り捨て	
△発生材価額	(40)							
補償額	(41)	(38)+(39)-(40)						

※1 木造建物の増築(築年次の異なる同種構造の木造建築物が接合)の場合の(21)及び(22)(又は(30)及び(31))については、適宜別紙(任意様式)により求めるものとする。  
 ※2 推定再建築費等の差額(35)が負の値となり、(33)≧(34)の場合の小計(38)は、(33)+(36)+(37)とする。  
 推定再建築費等の差額(35)が負の値となり、(33)<(34)の場合の小計(38)は、(33)+(34)-(33)×(1-(1/r)<sup>n</sup>)+(36)+(37)とする(r:年利率、n=従前建物の残耐用年数)。

様式第2号

様式第2号

建物移転料算定表〔改造工法〕

所在地		算定者		整理番号					
所有者の氏名又は名称		算定年月日		消費税等相当額補償の要否		要・否			
所有者住所		採用単価							
区分	内 容	番号	計 算 式	A 棟	B 棟	C 棟	合 計	備 考	
基本事項	構造・用途	(1)							
	建築工法	(2)							
	延床面積	(3)		㎡	㎡	㎡			
	建築面積	(4)		㎡	㎡	㎡			
工事費等	建築年月	(4)		年 月	年 月	年 月			
	建築	直接工事費	(5)	残存部の一部改増築工事費					
		共通仮設費	(6)	(5)×(木造:3%、非木造:(5)に対応する率(移転先の建築直接工事費の合計額))	%	%	%		100円未満切り捨て
		純工事費	(7)	(5)+(6)					
		諸経費	(8)	(7)×((7)+(14))に対応する率(一発注単位)	%	%	%		100円未満切り捨て
		建築工事費	(9)	(7)+(8)					
	解体	直接工事費	(10)	切取工事費及び切取面補修工事費					
		共通仮設費	(11)	(10)×(木造:3%、非木造:(10)に対応する率(解体直接工事費の合計額) 建築の共通仮設を解体で共用できる場合は不要	%	%	%		100円未満切り捨て
		純工事費	(12)	(10)+(11)					
		腐材運搬費	(13)						
		小 計	(14)	(12)+(13)					
	補償額	諸経費	(15)	(14)×((7)+(14))に対応する率(一発注単位)	%	%	%		100円未満切り捨て
		腐材処分費	(16)						
		解体工事費	(17)	(14)+(15)+(16)					
		改造工事費	(18)	(9)					
解体工事費		(19)	(17)						
法令改善費運用益損失額		(20)							
小 計		(21)	(18)+(19)+(20)						
消費税等相当額		(22)	(21)×消費税等の税率					1円未満切り捨て	
△発生材価額	(23)								
補償額	(24)	(21)+(22)-(23)							

様式第3号

様式第3号

建物移転料算定表〔復元工法〕

所在地		算定者		整理番号					
所有者の氏名又は名称		算定年月日		消費税等相当額補償の要否		要・否			
所有者住所		採用単価							
区分	内 容	番号	計 算 式	A 棟	B 棟	C 棟	合 計	備 考	
基本事項	構造・用途	(1)							
	建築工法	(2)							
	延床面積	(3)		㎡	㎡	㎡			
	建築面積	(4)		㎡	㎡	㎡			
工事費等	建築年月	(4)		年 月	年 月	年 月			
	建築	直接工事費	(5)	運搬費及び復元工事費					
		共通仮設費	(6)	(5)×(木造:3%、非木造:(5)に対応する率(移転先の建築直接工事費の合計額))	%	%	%		100円未満切り捨て
		純工事費	(7)	(5)+(6)					
		諸経費	(8)	(7)×((7)+(14))に対応する率(一発注単位)	%	%	%		100円未満切り捨て
		建築工事費	(9)	(7)+(8)					
	解体	直接工事費	(10)	解体工事費					
		共通仮設費	(11)	(10)×(木造:3%、非木造:(10)に対応する率(解体直接工事費の合計額) 建築の共通仮設を解体で共用できる場合は不要	%	%	%		100円未満切り捨て
		純工事費	(12)	(10)+(11)					
		腐材運搬費	(13)						
		小 計	(14)	(12)+(13)					
	補償額	諸経費	(15)	(14)×((7)+(14))に対応する率(一発注単位)	%	%	%		100円未満切り捨て
		腐材処分費	(16)						
		解体工事費	(17)	(14)+(15)+(16)					
		復元工事費	(18)	(9)					
解体工事費		(19)	(17)						
法令改善費運用益損失額		(20)							
小 計		(21)	(18)+(19)+(20)						
消費税等相当額		(22)	(21)×消費税等の税率					1円未満切り捨て	
△発生材価額	(23)								
補償額	(24)	(21)+(22)-(23)							

様式第2号

様式第2号

建物移転料算定表〔改造工法〕

所在地		算定者		整理番号					
所有者の氏名又は名称		算定年月日		消費税等相当額補償の要否		要・否			
所有者住所		採用単価							
区分	内 容	番号	計 算 式	A 棟	B 棟	C 棟	合 計	備 考	
基本事項	構造・用途	(1)							
	(新設)	(2)							
	延床面積	(3)		㎡	㎡	㎡			
	建築面積	(4)		㎡	㎡	㎡			
工事費等	建築年月	(4)		年 月	年 月	年 月			
	建築	直接工事費	(5)	残存部の一部改増築工事費					
		共通仮設費	(6)	(5)×(木造:3%、非木造:(5)に対応する率(移転先の建築直接工事費の合計額))	%	%	%		100円未満切り捨て
		純工事費	(7)	(5)+(6)					
		諸経費	(8)	(7)×((7)+(14))に対応する率(一発注単位)	%	%	%		100円未満切り捨て
		建築工事費	(9)	(7)+(8)					
	解体	直接工事費	(10)	切取工事費及び切取面補修工事費					
		共通仮設費	(11)	(10)×(木造:3%、非木造:(10)に対応する率(解体直接工事費の合計額) 建築の共通仮設を解体で共用できる場合は不要	%	%	%		100円未満切り捨て
		純工事費	(12)	(10)+(11)					
		腐材運搬費	(13)						
		小 計	(14)	(12)+(13)					
	補償額	諸経費	(15)	(14)×((7)+(14))に対応する率(一発注単位)	%	%	%		100円未満切り捨て
		腐材処分費	(16)						
		解体工事費	(17)	(14)+(15)+(16)					
		改造工事費	(18)	(9)					
解体工事費		(19)	(17)						
法令改善費運用益損失額		(20)							
小 計		(21)	(18)+(19)+(20)						
消費税等相当額		(22)	(21)×消費税等の税率					1円未満切り捨て	
△発生材価額	(23)								
補償額	(24)	(21)+(22)-(23)							

様式第3号

様式第3号

建物移転料算定表〔復元工法〕

所在地		算定者		整理番号					
所有者の氏名又は名称		算定年月日		消費税等相当額補償の要否		要・否			
所有者住所		採用単価							
区分	内 容	番号	計 算 式	A 棟	B 棟	C 棟	合 計	備 考	
基本事項	構造・用途	(1)							
	(新設)	(2)							
	延床面積	(3)		㎡	㎡	㎡			
	建築面積	(4)		㎡	㎡	㎡			
工事費等	建築年月	(4)		年 月	年 月	年 月			
	建築	直接工事費	(5)	運搬費及び復元工事費					
		共通仮設費	(6)	(5)×(木造:3%、非木造:(5)に対応する率(移転先の建築直接工事費の合計額))	%	%	%		100円未満切り捨て
		純工事費	(7)	(5)+(6)					
		諸経費	(8)	(7)×((7)+(14))に対応する率(一発注単位)	%	%	%		100円未満切り捨て
		建築工事費	(9)	(7)+(8)					
	解体	直接工事費	(10)	解体工事費					
		共通仮設費	(11)	(10)×(木造:3%、非木造:(10)に対応する率(解体直接工事費の合計額) 建築の共通仮設を解体で共用できる場合は不要	%	%	%		100円未満切り捨て
		純工事費	(12)	(10)+(11)					
		腐材運搬費	(13)						
		小 計	(14)	(12)+(13)					
	補償額	諸経費	(15)	(14)×((7)+(14))に対応する率(一発注単位)	%	%	%		100円未満切り捨て
		腐材処分費	(16)						
		解体工事費	(17)	(14)+(15)+(16)					
		復元工事費	(18)	(9)					
解体工事費		(19)	(17)						
法令改善費運用益損失額		(20)							
小 計		(21)	(18)+(19)+(20)						
消費税等相当額		(22)	(21)×消費税等の税率					1円未満切り捨て	
△発生材価額	(23)								
補償額	(24)	(21)+(22)-(23)							

様式第4号

建物移転料算定表[除却工法]						
所在地		算定者		整理番号		
所有者の氏名又は名称		算定年月日		消費税等相当額補償の要否 要・否		
所有者住所		採用単価				
区分	内 容	番 号	計 算 式			備 考
			A 棟	B 棟	C 棟	
基本事項	算定の種別	(1)	イ(建築物の一部を切り取る場合)又はロ(建築物を再現する必要がある場合)			
	構造・用途	(2)				
	建築工法	(3)				
	延床面積	(4)	㎡	㎡	㎡	
	建築面積	(5)	㎡	㎡	㎡	
	建築年月	(6)	年 月	年 月	年 月	
	標準耐用年数	(7)	年	年	年	
工事費等	直接工事費	(8)	切取部分又は従前建築物の建築工事費(設備工事費含む)			
	共通仮設費	(9)	⑧×(木造:3%、非木造:⑧)に対応する率			100円未満切り捨て
	純工事費	(10)	⑧+⑨			
	諸経費	(11)	⑩×(⑩+⑪)に対応する率(一発注単位)			100円未満切り捨て
	建築工事費(推定再建築費)	(12)	⑩+⑪			
	直接工事費	(13)	切取工事費(切取面補修工事費含む)又は取りこわし工事費			
	共通仮設費	(14)	⑬×(木造:3%、非木造:⑬)に対応する率(解体直接工事費の合計額)			100円未満切り捨て
	純工事費	(15)	⑬+⑭			
	腐材運搬費	(16)				
	小 計	(17)	⑬+⑭			
	諸経費	(18)	⑮×(⑮+⑯)に対応する率(一発注単位)			100円未満切り捨て
補償額	腐材処分費	(19)				
	解体(取りこわし)工事費	(20)	⑮+⑯+⑰			
	建築工事費(推定再建築費)	(21)	⑮			
	現価率	(22)				
	切取部分又は建築物の現在価額	(23)	⑳×㉑			1円未満切り捨て
	解体(取りこわし)工事費	(24)	㉑			
	法令改善費運用益損失額	(25)				
	小 計	(26)	㉑+㉒+㉓			
	消費税等相当額	(27)	㉒+㉓×消費税等の税率			1円未満切り捨て
	△発生材価額	(28)				
補償額	(29)	㉒+㉓-㉔				

様式第4号

建物移転料算定表[除却工法]						
所在地		算定者		整理番号		
所有者の氏名又は名称		算定年月日		消費税等相当額補償の要否 要・否		
所有者住所		採用単価				
区分	内 容	番 号	計 算 式			備 考
			A 棟	B 棟	C 棟	
基本事項	算定の種別	(1)	イ(建築物の一部を切り取る場合)又はロ(建築物を再現する必要がある場合)			
	構造・用途	(2)				
	建築工法	(3)				
	延床面積	(4)	㎡	㎡	㎡	
	建築面積	(5)	㎡	㎡	㎡	
	建築年月	(6)	年 月	年 月	年 月	
	標準耐用年数	(7)	年	年	年	
工事費等	直接工事費	(8)	切取部分又は従前建築物の建築工事費(設備工事費含む)			
	共通仮設費	(9)	⑧×(木造:3%、非木造:⑧)に対応する率			100円未満切り捨て
	純工事費	(10)	⑧+⑨			
	諸経費	(11)	⑩×(⑩+⑪)に対応する率(一発注単位)			100円未満切り捨て
	建築工事費(推定再建築費)	(12)	⑩+⑪			
	直接工事費	(13)	切取工事費(切取面補修工事費含む)又は取りこわし工事費			
	共通仮設費	(14)	⑬×(木造:3%、非木造:⑬)に対応する率(解体直接工事費の合計額)			100円未満切り捨て
	純工事費	(15)	⑬+⑭			
	腐材運搬費	(16)				
	小 計	(17)	⑬+⑭			
	諸経費	(18)	⑮×(⑮+⑯)に対応する率(一発注単位)			100円未満切り捨て
補償額	腐材処分費	(19)				
	解体(取りこわし)工事費	(20)	⑮+⑯+⑰			
	建築工事費(推定再建築費)	(21)	⑮			
	現価率	(22)				
	切取部分又は建築物の現在価額	(23)	⑳×㉑			1円未満切り捨て
	解体(取りこわし)工事費	(24)	㉑			
	法令改善費運用益損失額	(25)				
	小 計	(26)	㉑+㉒+㉓			
	消費税等相当額	(27)	㉒+㉓×消費税等の税率			1円未満切り捨て
	△発生材価額	(28)				
補償額	(29)	㉒+㉓-㉔				